

🌸 貨物概要

エチルアルコールにりんご酒、砂糖、香料等を加えたもの

製法：原料→混合→ろ過→ボトルに充填

成分：砂糖、エチルアルコール、りんご酒、脱脂粉乳、香料、着色料、水

性状：アルコール分 17%、エキス分 2%以上

用途：アルコール飲料

包装：900ml／ペットボトル

🌸 分類

関税率表第 2208.70 号（統計品目番号 2208.70-000）のリキュール

🌸 分類理由

エチルアルコールにりんご酒、甘味料及び香味料を加えたりキュールであり、関税率表第 22.08 項及び関税率表解説第 22.08 項の規定により、上記のとおり分類されます。

（参考）国内分類例規第 2208.70 号 1. 「リキュール」

酒税法第 3 条第 1 項第 21 号（酒税法上のリキュールの定義）



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）